

議案第1号

議員によるパワーハラスメント疑惑調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び室戸市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和 5年11月13日提出

提出者 室戸市議会議員

山 本 賢 誓

賛成者 //

久 保 田 浩

// //

竹 中 真 智 子

室戸市議会議長 町 田 又 一 様

議案第1号

議員によるパワーハラスメント疑惑調査特別委員会の設置について

室戸市執行部から議員による室戸市職員に対するパワーハラスメント疑惑実態が室戸市議会に報告された。

この事件は、議員による行政職員に対しての行為であり、その実態解明は室戸市議会にとって議会倫理上見逃すことがあってはならない事件である。

室戸市議会が率先して調査をする事が求められるとともに、疑惑解明義務も生じていると全議員が理解するべきである。

パワーハラスメント行為の認定等に関しては法的に非常に難しい問題もあるがまずは実態解明への取り組みが最優先となる。

そうしたことから特別委員会設置の提案理由とし、下記のとおり議員によるパワーハラスメント疑惑調査特別委員会設置を提案する。

記

- 1： 本議会に議員によるパワーハラスメント疑惑調査特別委員会を設置し、8人の委員をもって構成する。
- 2： 本議会は上記特別委員会に対して次の事項を付託する。
 - (1) パワーハラスメント疑惑について対象事例の聞き取り調査。
 - (2) 調査結果を公表し疑義があれば関係機関に相談する。
- 3： 本調査特別委員会の調査事項については、議会閉会中の継続審査とし、調査終了まで存続するものとする。